

---

◎意見書案第 8号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 23、意見書案第 8号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番（吉田和子君） 意見書案第 8号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり白老町議会会議規則第 8条の規定により提出いたします。

漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書（案）。

燃油や資材価格の高騰、漁獲量の減少や魚価の低迷など本道漁業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。加えて東日本大震災により我が国の漁業は壊滅的な被害を受け、さらには原発事故の風評被害等によって水産物の消費の減退と魚価の低迷については一層深刻の度を増している。燃油は操業において不可欠なエネルギーであるが漁業においてはコストに占める燃油費の割合が極めて大きく燃油価格の上昇は直ちに漁業経営を圧迫する。漁業者は省エネルギー操業に取り組むなど日々努力を重ねているものの事態は漁業者の努力の範疇を超えている。農林漁業の用途に供する軽油については時限的に免税措置が講じられているが、燃油価格の上昇を含めこれ以上の負担の増加となることは漁業者をさらに廃業に追い込むこととなる。このような中道民に対する水産物の安定供給とともにこれに不可欠の前提となる漁業者の経営安定を維持するために、国におかれては下記のとおり燃油税制に係る措置の堅持を図られるよう強く要望する。

記、漁業用燃油に係る軽油引取税の免税措置を堅持すること。

以上、地方自治法第 99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

この意見書につきましては胆振中央漁業協同組合からの要請により提出するものであります。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し採決いたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 8号 漁業用燃油にかかる軽油引取税免税措置の堅持に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第 8号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

